

航空法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

1. 背景

（1）航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の一部施行

今般、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第38号。以下「航空法等改正法」という。）が公布され（令和元年6月19日）、業務規程等各種規程類の軽微な変更等についての届出義務、無人航空機の飛行の方法等について定める規定については、公布後3月以内に施行することとしている。

これに伴い、航空法等改正法において、各種規程類の軽微な変更事項や届出事項、無人航空機の飛行前に点検すべき内容や衝突予防の方法等の詳細については、国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。

（2）空港周辺での無人航空機の飛行による航空機の航行に影響を及ぼす事案の発生

航空法第132条第1号により、何人も、無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域等においては、無人航空機を飛行させてはならないこととされている。

近年、安価で高性能な無人航空機の急速な普及に伴い、様々な分野で利用が拡大している一方、空港内又はその周辺における無人航空機の飛行により、航空機の航行の安全に影響を及ぼす可能性のある事態が国内外で発生している。

このため、航空機の航行の安全や地上等の人や物件の安全を確保するため、空港周辺における無人航空機の飛行禁止空域を拡大することとする。

2. 航空法施行規則の一部改正の概要

（1）認定事業場が定める業務規程の変更のうち、軽微な変更の内容に関する改正

認定事業場が定める業務規程について、その変更が事後届出でよいこととして国土交通省令で定める軽微な変更は、業務の実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更等と規定する。

（2）本邦航空運送事業者が定める運航規程及び整備規程の変更のうち届出事項とする内容に関する改正

本邦航空運送事業者が定める運航規程又は整備規程の変更のうち、

○ 事前届出でよいこととして国土交通省令で定める変更は、機体製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更等と規定する。

○ 事後届出でよいこととして国土交通省令で定める軽微な変更は、部署又は役職等の名称の変更であって、職務の範囲及び内容の変更を伴わない変更等と規定する。

(3) 無人航空機の飛行禁止空域の拡大

航空法第132条第1号に基づき、新たに航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施され、安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるとして国土交通大臣が告示で指定する空港等の周辺の空域について、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域を飛行禁止空域として規定することとする。

(4) 無人航空機の飛行前確認事項に関する改正

航空法第132条の2第2号に基づき、無人航空機を飛行させる者が無人航空機を飛行させる前に確認する事項として国土交通省令で定める内容は、当該無人航空機の状態や無人航空機を飛行させる空域及びその周囲の状態等と規定する。

(5) 無人航空機の飛行中の航空機又は他の無人航空機との衝突予防の方法に関する改正

航空法第132条の2第3号に基づき、無人航空機を飛行させる者が航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するための方法として国土交通省令で定める方法は、当該無人航空機を地上に降下させることその他適当な方法を講じること等と規定する。

(6) 無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の規制に関する改正

航空法第134条の3第3項に基づき、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で、地上の人等の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものは、無人航空機に向かつて花火を打ちあげ、又は石など無人航空機を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射すること等と規定する。

(7) その他

上記に併せてその他所要の改正を行う。

3. 関連通達等の一部改正及び新設の概要

(1) 事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機561号）

業務規程の軽微な変更として以下の事項を定めるほか、所要の改正を行う。

- ① 施設の増設又は縮小で設備の変更を伴わないもの
- ② 設備の配置変更
- ③ 同様の業務を行う組織の増加又は減少に関する事項
- ④ 組織の名称の変更
- ⑤ 最高責任者又は各組織の責任者の変更
- ⑥ 確認主任者の追加又は変更
- ⑦ 誤記訂正又は航空法令の改正に伴う形式的な修正

(2) 運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）・整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）

運航規程及び整備規程の変更として以下のとおり事前届出制度及び事後届出制度を新たに規定するほか、所要の改正を行う。

○ 事前届出とする事項

- ① 本細則に基づく事項以外の変更
- ② 本細則に基づく事項を補足するための内容の変更
- ③ 製造者等の作成するマニュアルどおりの変更
- ④ 製造国政府当局の指示に基づく変更
- ⑤ 運用許容基準の MMEL どおりの変更

- ⑥ MMEL より厳しい運用許容基準への変更 等
- 事後届出とする事項
 - ① 部署又は役職等の名称の変更（職務の範囲及び内容の変更を伴わないもの）
 - ② 誤字訂正又は航空法令の改正に伴う形式的な修正
 - ③ 航路資料の変更【運航規程のみ】 等

(3) 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（平成27年11月17日 国空航第684号・国空機第923号）

- 新たに追加される飛行禁止空域における飛行の許可に係る基準については、現行規則第236条第1号の空域を飛行する場合の許可に係る基準に準拠する基準を定めることとする。ただし、進入表面及び転移表面の下側の空域並びに空港等の敷地内の上空における飛行の許可に係る申請の場合は、以下の事項について許可要件から除外することとする。
 - ① 航空情報の発出
 - ② 空域を管轄する関係機関との調整
- また、新たに追加される飛行禁止空域であって、人又は家屋の密集している地域において飛行を行う場合には、現行の審査要領中5-2の基準（人又は家屋の密集している地域の上空において飛行を行う場合の追加基準）に適合することを許可要件として追加することとする。

(4) 無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示（新設）

- 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施され、安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるとして国土交通大臣が告示で指定する空港等は、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、関西国際空港、福岡空港、那覇空港とする。
- 航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域は、進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面、若しくは外側水平表面の上空の空域、進入表面若しくは転移表面の下側の空域又は空港の敷地の上空の空域とする。

(5) その他

上記に併せてその他所要の改正を行う。

4. 今後のスケジュール（予定）

公	布	日	令和	元年	8月中旬
施	行	日	令和	元年	9月中旬